平成26年度第4回定例会

八王子市教育委員会会議録(公開)

日 時 平成26年5月21日(水) 午前9時

場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

第4回定例会議事日程

1 日 時 平成26年5月21日(水) 午前9時

2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3·第4委員会室

3 会議に付すべき事件

第1 第 9号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について

第2 第10号議案 平成27年生存者(春・秋)叙勲候補者の推薦について

第3 第11号議案 平成25年度八王子市教育委員会表彰について

4 報告事項

・平成26年度八王子奨学生の決定について

(教育支援課)

・平成25年度における体罰の実態把握について(口頭)

(指導課)

・公用自動車による交通事故に係る損害賠償の和解について (教職員課)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委	員	長	(1	番)	小日	小田原		榮
委		員	(2	番)	和	田		孝
委		員	(3	番)	星	Щ	麻	木
委		員	(4	番)	金	Щ	滋	美
教	育	長	(5	番)	坂	倉		仁

教育委員会事務局

教育長 (再掲) 坂 倉 仁 野 村 みゆき 校 教 育 部 長 学校教育部指導担当部長 雄 三 相原 教 育 総 務 課 長 小 林 順一 学校教育政策課長 小 俣 勇 人 施 設 管 理 課 長 尚 功英 保 健 給 食 課 長 新 納 泰隆 教 支 援 課 穴 井 育 長 由美子 指 導 課 長 細 井 東 員 教 職 課 廣 瀬 和宏 長 統 括 指 導 主 事 武 山本 統 括 指 導 主 事 斉 藤 郁 央 生涯学習スポーツ部長 天 野 克 己 生 涯 学 習 政 策 課 長 小 柳 悟 スポーツ振興課長 立 川 寛 之 学 習 支 援 新井 課 長 雅人 文 化 財 課 長 田島 巨樹 ども科学館 牛 山 清 志 長 書 豊 义 館 部 長 田 学 中 央 义 書 館 長 中 村 照雄

 生涯学習センター図書館長
 青木正美

 南大沢図書館長
 村田浩三

 川口図書館長
 福島義文

 一個書館長
 福島義文

 教育支援課主査
 岡部雅洋指導課指導主事

 指導課指導主事
 野村洋介

 教職員課主査
 田代信之

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査 堀 川 悟 教 育 総 務 課 主 任 川 村 直 教 育 総 務 課 嘱 託 員 村 尾 ひとみ

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成26年度第4回定例会を開会いたします。

本市では、夏季の省エネルギーの取り組みを継続しております。本定例会において も、出席者は軽装で、照明は一部消灯して実施いたしますので、御理解いただきます ようよろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3番、星山麻木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、議事日程中、第9号議案から第11号議案までの3議案は、審議内容が個人情報に及ぶため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

()小田原委員長	御異議ないものと認めます。
l		- 1四半年前投/より・F)リノノ nin)以ノよ りっ

○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

報告事項となります。

まず、教育支援課から御報告願います。

○穴井教育支援課長 それでは、平成26年度八王子市奨学生の決定について、御報告いたします。

詳細については、担当の岡部主査のほうから御説明いたします。

○岡部教育支援課主査 それでは、お手元の資料の平成26年度八王子市奨学生の決定に ついてを御覧いただきたいと思います。

今年度につきましては、先日、5月12日の奨学審議会の審議を経まして、教育長 決裁にて決定しましたので御報告いたします。

八王子市奨学金は、高等学校等に在学し、成績良好、心身健全にして、経済的理由 により就学困難な者に対して奨学金を支給する制度です。奨学金の支給額は月額1万 円で、支給期間は高等学校等の在学期間中になります。 今年度の募集に当たりましては、市立中学校の3年生全員に募集のお知らせ・チラシを配布するとともに、市のホームページや1月15日号の広報に募集記事を掲載し、市の事務所や市民センターなどにもポスターを掲示しました。募集期間につきましては、昨年度と同様に2月28日までとしております。

お配りしてある資料の1、一般奨学生について御説明します。

- (1)選定結果といたしまして、申請者は255名、選考基準を満たしていない者30名を除いた225名が選定対象者となりました。その中の120名を一般奨学生に決定し、105名を補欠者としております。
- (2) 選定方法でございますが、「評定平均値」「学校所見」「家庭状況」を得点 化しまして、5月12日の奨学審議会の審議を経て、上位120名を決定しておりま す。選定対象外の30名でございますが、評定平均値が3未満だった者が4名、所得 限度額を超過していた者が26名となっております。
 - (4) としまして、申請者と決定者の状況を参考にお示ししております。 続きまして、2ページになります。
 - 2、一般奨学生の中途採用でございます。

こちらは高等学校等に在学中で、高等学校進学後に経済的理由から就学が困難となった者を対象に募集をいたしました。募集方法は、ホームページあるいは広報を通じて行いました。

- (1) 選定結果でございますが、5名の募集に対して21名の申請があり、奨学生としては5名を決定いたしました。
- (2)選定方法につきましては、先ほどの一般奨学生と同様ではございますが、中途採用者につきましては、申請基準として高等学校及び中学校3年生のときの評定平均値を基準としています。得点としましては、中学校3年時の「評定平均値」「学校所見」等を対象としてございます。
 - (4) に、申請者と決定者の状況を同じく参考にお示ししております。

次に、3ページになります。

3、特別奨学生でございます。

特別奨学金は、八王子市奨学生のうち、高等学校第2学年に在籍し、特に成績が優秀な者に対して月額1万円の奨学金のほかに、月額3,000円を第2学年の4月分から卒業時まで加給する制度でございます。

本年4月に、高等学校第2学年の奨学生を対象に募集を行ったところ、64名から申請がございました。

選定方法といたしましては、高等学校第1学年時の評定平均値の高い順に序列をつけ、こちらも奨学審議会を経て15名を決定しております。

(4) に、申請者と決定者の状況、評定平均値をまとめてございます。

次に、4ページになります。

八王子市奨学金に関するアンケート調査でございます。

今回は、平成25年度卒業予定者に対してアンケート用紙を配布し、調査を行って おります。4ページと5ページが、配布したアンケート用紙になっております。

6ページを御覧ください。6ページ以降が、アンケート調査の結果報告でございます。

1、アンケート回収率です。

今回は配布118人に対して109人から回答をいただき、回収率は92.4%と 高くなってございます。

2、奨学金の使い道についてでございます。

都立高等学校につきましては、通学費や文具等の学用品に使われている傾向が高くなっております。私立高等学校につきましては、やはり授業料が主な使い道になっているところでございます。

3、奨学金の希望支払回数については、やはり大多数の方が毎月の支払いを希望されている状況でございます。

次に、7ページになります。

5、自由意見の内容という形で載せてございます。約90%の方が、制度に対しての感謝の言葉や「よい」という意味での評価をいただいております。主な御意見としましては、円グラフの下に掲載してございます。

次に、8ページを御覧ください。

今回は、前回のアンケート項目に卒業後の進路についてと将来の目標という部分を 追加してございます。

卒業後の進路につきましては、約85%の方が進学をしています。

将来の目標についてですが、分野的な分けをいたしましたところ、医療や福祉、またサービス業、教育・学習支援などが多くなってございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○小田原委員長 ただいま教育支援課からの説明は終わりました。

本件について、御意見はございませんか。

それでは、私からお伺いします。

決定の結果についてはこの形で結構だと思いますが、特別奨学生の申請者の中に学力の平均値が2.6という数字がありますが、これは制度を承知して、あえて申請してきたのか。とすれば、どういうことだったのかというのは、おわかりですか。

○穴井教育支援課長 特に、本人に確認したわけではないので理由はわかりませんが、 1番の一般奨学生についても「3.0以上」と募集しても、それ以下の方が応募をしてしまいます。

特別奨学生についてもそうですし、最後のアンケートの中でも例えば、その他の自由意見の中の一番下から3番目のところに返済について記載があるように、その制度についてきちんと、多分お子さんのほうの理解が不十分な方がいらっしゃると思います。委員の中からも、もっと多くの方に制度を知ってもらうために啓発や周知をしたほうがいいという御意見がありましたので、周知をするときにその辺のところがきちんと伝わるように、奨学金の意味がおわかりになるような周知方法を考えていきます。

○小田原委員長 趣旨がわかっていない親や子供がいるということですが、一方で、3,000円でも欲しいとか、あるいは成績優秀でなくても、とにかく勉強したいからという願いで、もしかしたら奨学金がもらえるのではないかという、そういう苦しい家庭があるのではないかということも予想されるわけです。とすると、そういう子供たち、あるいは家庭について、私たちとして考えなければいけないということはないのか。

この下から3番目もそうですし、その次の「1人でも多くいただけるよう枠を広げてほしい」という話も、そういう声があるということだと思います。そういうことについて考えなくていいのか、あるいは、これらの意見について、私たちとしてどう考えているかということは考えておかなくてよろしいのかどうか。

○穴井教育支援課長 その啓発のときに私のほうで奨学審議会委員さんたちにお話をしたのは、こうした多くの人たちが枠を広げてほしいと考えている中で、財源が限られてしまうわけですけれど、本当は行政として寄附の公募というのも望ましくないところではあるんですが、そうした御寄附をいただけるような投げかけというのもやるほう

がいいのではないかということで、ちょっと表現方法は難しいんですが、次の「はちおうじの教育」に奨学金の御紹介などもした中で、そうしたことを盛り込めればいいかなということで調整をしているところです。

○小田原委員長 ということです。

ほかになければ、よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)

では、教育支援課の報告は、以上ということです。

続いて、指導課から御報告をお願いいたします。

○山本統括指導主事 それでは、平成25年度八王子市立小・中学校における体罰の実態 把握について、報告をさせていただきます。

昨年度に引き続きまして、東京都教育委員会は都内全公立学校、小中学校、高等学校、特別支援学校を対象にした平成25年度の体罰の実態把握調査の結果について、明日の22日、都教育委員会定例会で報告をする予定になっております。

今回の体罰の実態調査については、東京都教育委員会からの依頼を受けまして、平成25年12月に各小中学校において、校長による全教員からの聞き取り調査及び全児童生徒対象の質問調査を実施いたしました。その後、各学校が把握した事案を市教育委員会として、東京都教育委員会が示した体罰関連行為のガイドラインに照らして「体罰」「不適切な行為」「指導の範囲内」といったように精査をして東京都教育委員会に報告をいたしました。報告した件数は、小学校が34件、中学校が44件、総計78件となりました。

また、東京都教育委員会におきましても、本市から報告した78件の事案をガイドラインに基づいて精査しており、その結果として「体罰に該当する」といった事案は、小学校1校で2件、中学校1校で1件ありました。いずれの事案も複数回、殴る・こづく・たたくといったものでしたが、児童生徒への傷害はありませんでした。

市教育委員会としましても、今後も体罰は学校教育法で明確に禁止されているということ、そして絶対に行ってはいけないこと、常に人権感覚を高め、児童生徒の心情を把握し、信頼に基づいた指導を行っていくことについて、体罰防止研修会の実施等を通じまして指導の徹底を図ってまいります。

なお、東京都教育委員会におきましては、今後も引き続き都内全公立学校を対象に 体罰の実態把握調査を行っていくとのことです。

以上で、報告を終わります。

- ○小田原委員長 ただいま指導課からの報告は終わりました。本件について、御質疑はございませんか。
- ○和田委員 今回、東京都の調査で今のような結果が出ましたが、通常の八王子の教育委員会への報告というのは、この数字から見ると、かなり報告されているという受けとめ方をされているのでしょうか。つまり、合わせて78件というのが、通常はどういう扱いになっているのか。つまり、学校止まりになっていて、市教委に特に報告がないという状況なのかということが一点と、もう一点は、東京都がガイドラインによって小学校1校、中学校1校を上げているわけですけれども、この件は八王子の教育委員会には報告があったのかということです。

その辺も含めて東京都のガイドラインの基準と八王子の体罰に関するガイドラインの基準というのは違ったものになっているのか、体罰として認めざるを得ないような 状態になっているのか、その辺をお話しいただきたい。

○山本統括指導主事 まず、学校からの報告につきましては、上がってきているものと、ここで初めて上がってきたものとあります。ただ、例えば体罰の案件、それから不適切な指導というものについては、かなりの件数が市教委のほうに報告が上がるような状態になっています。この4月からも記録をつけていますが、教員の指導だけではなく、もう百何十件以上の報告が学校からありますので、かなり学校からの報告は上がってきています。

続いて、ガイドラインの部分につきまして、こちらについては市のほうのガイドラインも東京都のガイドラインに基づいて対応をしておりますので、基本的にうちが「体罰だ」ということを東京都へ上げた案件と東京都の解釈は不一致はありませんでしたので、同じ基準で捉えられているというふうに考えております。

- ○小田原委員長 よろしいですか。
- ○和田委員 この報告を出すにあたって、都教委は市教委にヒアリングか何かをされているのですか。これはいじめの問題でもよく問題になるのだけれども、報告を出そうとすると「それは該当しないんじゃないか」とか、都教委のほうから指導が入って、報告の数値の調整がよく上がるわけですが、今回はそういうことはないんですか。
- ○山本統括指導主事 12月に調査を実施しまして、1月に東京都へ結果を上げています。 その間の東京都とのやりとりというのは、3月に照会がありました。やはり「不適切な行為」と「指導の範囲内」の線引きについて、東京都と市の見解が若干ずれている

ところがありました。中には「これは不適切な行為に入るのではないか」ということで、うちのほうの基準が不適切な行為のほうに上げられたというようなものがありましたし、指導の範囲内ではないかということで「再検討していただけないですか」というようなことでの問い合わせもありました。

- ○和田委員 最後ですけれど、こういうのはきちんと報告することが大事で、報告した後の指導を学校長が職員に対して行う、あるいは市の教育委員会が学校に対して行うということが大事なので、本当に学校との信頼関係できちんと報告できるような、そういう信頼関係を教育委員会と学校あるいは学校長とがつないでいってほしいなと思っています。報告することが悪いことだという話になってしまうと、どんどん隠蔽体質というか、内側にこもっていってしまうので、ぜひその辺のところは今後もきちんと報告しなさいということと、その後の指導をきちんとしましょうということで御指導いただければと思います。
- ○相原学校教育部指導担当部長 今回の体罰にかかわる調査は、学校でも子供たち一人一人にアンケート調査を行っています。例えば、「注意されたときにたたかれたり蹴られたり、痛いことをされたことはありますか」というような聞き方で低学年から聞いているわけです。

今回の78件については、そういった子供の声も、そのままこちらに上げていただいております。ですから、学校で教員からも聞き取りをして「少し手を出してしまった」とか、「暴言も吐いてしまった」というようなことも含めて、さらに子供たちからもアンケートをとって、それは全て都のほうへ報告しているというような流れをつくっています。

今回、都全体ですと、口頭での報告ですが、都内に約2,000校の小中がありますけれども、2,700件ほど報告が上がって、それを一つ一つ精査をした報告ということになっております。

和田委員からもお話しいただいたように、やはり風通しをよくして、とにかく学校であったことについては私どもが報告をもらい、そこで指導をしたり助言をしたり、また研修会もそれぞれの職層に応じてきちんとやっていく、そういうことを繰り返しやっていきながら体罰の根絶をしっかりやっていきたいと思っているところでございます。

以上です。

- ○小田原委員長ということですが、ほかの方はいかがですか。
- ○金山委員 今、小中1校ずつ上がったところが、多分かなり厳しい状況だったということで指導をということだと思うのですけれども、それがわかって以降具体的にどういうことをしたかということを教えていただきたい。研修なり何なりをどういう形で行ったのかということと、それが起こってしまった学校にいると、子供たちはそれを見ているわけですよね。子供たちに対しても何かをしないといけないと思うのですが、そのあたりはどういう対策をなさったのかというのを聞かせてください。
- ○山本統括指導主事 体罰の起こった学校につきましては、案件の重さによって東京都でその教員に研修を実施するというケースと、市教委で教員たちを研修をするというケースがあります。今回は、そのどちらもありました。私どもで当該の学校の教員に指導をするとともに、学校長にも校内体制のあり方についてお話をさせていただきました。

また、本人にもレポートの作成、それから再発防止に向けた学校体制のあり方について、校長先生から報告書を提出してもらい、その後また学校に視察を行うことで、 改善状況の確認をしています。

また、保護者や子供たちについて対応していかなければならない部分もありますので、その点につきましては保護者会を開いたり、それから子供に対して心配をかけたということで謝罪をする場面を設定し、これからどうしていくかということを話して前向きに取り組めるような形で説明をしているということが、今回の経緯の大まかな流れになります。

- ○小田原委員長 金山委員の前半のお話はどうですか。その2件がどういう状況、どういう案件であったのかわからない。小中1件ずつありましたが、どういうことだったのかということです。
- ○山本統括指導主事 こちらにつきまして、小学校の件につきましては他の先生が持っていた授業での授業態度が悪かったので、担任の先生が別室に呼んで叱責をしていたところ、そこでの態度も悪かったので、感情的になってしまい、暴力行為が行われたというのが一件です。

それから、中学校の件につきましては、自分の部活動に所属していた生徒だったんですけれども、授業中や部活動でも指導に従わない場面があり、これはどういうことなんだということを話したところ、明らかにうそと思われるような発言をしたという

ことで厳しく指導しようと。担任もやっていましたし、部活動での関係もあったというようなことに甘えもあったのですが、そこで暴力行為に出てしまったというのが、 その小中学校の内容でございます。

- ○小田原委員長 ということですが、よろしいですか。
- ○金山委員 やはり体罰を受けた子供に対するフォローといいますか、それももちろん必要ですけれども、周りの子供たちが「そういうことがあってもいいのだ」と思ってしまうということがすごく怖いと思います。道徳であるとか、そういうことを話し合うチャンスは幾つもあると思いますので、特にそのための人権教育をやりなさいということではないのですけれども、そういうことを踏まえて学校には何か取り組みをお願いしたいと。先生も含めて一緒に考える場が何かあればいいなと思いました。
- ○相原学校教育部指導担当部長 この6月、7月という体罰の防止月間をやって、そこは 教員からの体罰というのは当然ですけれども、学校風土としての暴力行為がない、こ れは子供同士の人間関係もそうだと思うのです。そういうところでこの月間を設けて、 教員だけの取り組みじゃなくて、子供同士にもそのようなことを投げかけていくこと をするような節目の月間をつくってやっていこうと思っております。

安定した学校経営、学級経営の状況の中で、この取り組みを行うには教員と子供の 関係もありますけれど、子供同士が信頼し合って切磋琢磨できると、そのような場を つくっていかなければいけないので、そのような視点からも投げかけをしていきたい というふうには考えているところです。

- ○金山委員 子供と保護者というのも大事だと思いますので、そこも含めて何かやっていただけるとうれしいなと思いました。
- ○小田原委員長 ということですが、よろしいですか。
- ○星山委員 一つ不思議だなと思ったことと、一つはお願いですけれど、なぜ口頭なのかなと思いました。この数字や内容をきちんと考えたいと思ったときに、大事なことがすべて口頭だけで説明されるのが、最初に疑問に思いました。

それから、今のは事後ですよね。起こってしまった後に、先生方にどういう研修を するかということに関しては、以前もお願いをしたと思うのですが。

私も教員の養成をしていて思うのですけれども、言葉や心を扱うことが先生方はそんなに上手ではないような気がしていて、報告書を出したり「これをしてはいけない」と原則で指導することも大切かもしれないですが、もう少しカウンセリングのよ

うなこと、つまり先生に対する感情のコントロールをどのようにしたらいいか、そういう場面でどのようにしなければいけなかったのかという、自分自身を振り返っていただくような研修が入らないと、根本的に解決するのは難しいのではないかと。

つまり、このようなことをしたらこうなりますとか、このようなことをしたらこういう報告書を出してもらいますというのと、体罰が横行するその原因というのは若干違うような気がしているので、ぜひ研修といいますか、指導の中にその先生のいきさつのところで、もう少し丁寧な改善に向けての工夫が必要なのではないかと感じました。

以上です。

○相原学校教育部指導担当部長 今、感情のコントロールというお話がありましたけれど、 体罰の案件については東京都教育委員会に報告をしていく過程で当該教諭からも事情 を聞いておりますので、そういう中でどういう経緯で行われていったのかということ については、丁寧に落ち着いた場面で振り返りということをさせています。

つまり、文章での報告だけというわけではなくて、やはり教員と顔を合わせて、その状況を私どもも理解しながら、本当はその場でどういうふうにしていったらいいのかと。やはり教員は、そのとき冷静に落ち着いて考えると、自分の行為について、やはりその場ではもっとこういう方法もあったのではないかとか、このように子供たちに対応してあげたらよかったのではないかと、この案件に該当する教員についてはそのような回答をしていました。ですから、今、星山委員がおっしゃるように、そういう場面でもきちんと教員の思いというのは酌んであげなければいけないなと思います。ただし、「だめなものはだめなんだ」というところで、次への動きを考えさせていくということで、今回どちらも「その行為は体罰ですよ」と言われてしまった教員については、今も自分の行為については深く反省する中で、子供たちへの対応について、この間も会ってその教員とも話をしましたが、対応の仕方が自分でも変わったなと思って頑張っています、という声を聞きましたので、ぜひそういうシチュエーションの中で十分教員の思いも聞いてあげて、そして本来ならばどうするべきだったのかということは考えさせると、そのような指導もその中でやっていましたので、今後もそのように取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○小田原委員長 前半の部分についてはどうですか。

- ○相原学校教育部指導担当部長 今回の案件については明日、東京都教育委員会から公表 されるということでもありますし、またこの内容については定例会の中でもお話しし た案件でしたので、昨年に続き口頭という形で御報告をさせていただきました。
- ○小田原委員長 昨年に続いてでもいいのだけれども、その口頭というのに対して、私も何で口頭なのかなと思います。数字が出てこないのですか。和田委員の質問にもありましたけれども、学校からの報告があったのは何件と、数字がはっきりしているはずですから、それがなぜ出てこないのかということをお聞きしたかったのです。

そのようにしなかったのは、昨年も口頭だったからということですか。

- ○山本統括指導主事 基本的にまだ東京都での公表が出ていない段階での報告でしたので、□頭でお話をさせていただきました。
- ○小田原委員長 ロ頭で言っているわけだから数字が出ていますよね。東京都が発表する前に口頭で発表しているのはなぜですか。データとして示されないことの答えにはならないのではないですか。発表してはいけないことを口頭で言ってしまったということですか。そういうことではないですよね。僕はそこに取り組みの姿勢というのか、あるいは体罰をどのように考えるのかという姿勢があらわれていると思うのです。

いじめと体罰が一緒に扱われるようになっているけれど、いじめと体罰というのは 根本的に違う部分があるのですよ。いじめというのは、誰かが悪いことをしたから、 ほかの人が「いけませんよ」と言っていじめをするということではないでしょう。そ れはいろいろな理由があるけれども。体罰っていうのは根本的に、そして基本的にと いうのかな、子供がいたずらをしたから「それはいけませんよ」とわからせるために 指導をするときに、言うことを聞かないからたたいたりきつい言葉を言ったりすると いうことでしょう。

だから、子供が悪いことをしたときに、金山委員も言ったけれども、子供たちに対してどのような指導をしているのかというところが大事ですよと話をしたけれども、してはいけないことをしてしまった場合に、どうするかということをわからせていかなきゃいけない。そのときに、さっき感情的になったというのは一件目の話でありましたが、感情的になったら「ああ、やっちゃった」という、そういう話なのか。そうではないのではないかと。

それで、再発しないような、あるいは体罰を行わないような研修をするというけれ ども、それはどういう研修をするのかというのは、具体的にどうするのかということ もお聞きしたいです。きょうは時間がありませんから具体的なお答えは求めませんが、 そういうことがわかっていて考えていかなければ体罰というのはなくならないだろう し、いじめも同様になくならないだろうと思います。

そういうときに、今日のような報告の仕方で「こういうことがありました」「こうです」「こういう防止の何とかをやりました」という話だけで終わってしまうと、同じことの繰り返しになっていくと思います。だから、そうではないようにしていかなければいけないだろうと思います。

皆さんの中からいろいろお話がありましたけれども、改めて東京都から報告があったら、またこの問題が出てくるだろうと思いますので、そのときにまた改めてお伺い したいというふうに思います。

それでは、指導課からの報告は、以上ということです。

続いて、教職員課から御報告をお願いします。

- ○廣瀬教職員課長 それでは、公用自動車による交通事故に係る損害賠償の和解につきま して、教職員課の田代主査のほうから御報告申し上げます。
- ○田代教職員課主査 公用自動車による交通事故に係る損害賠償の和解について、御報告 いたします。

なお、個人名等は仮称で報告をさせていただきます。

- 1、和解の相手でございますが、「A」といたします。
- 2、和解の内容でございます。
- (1) 八王子市は、相手方Aに対し、金2万8, 972円を支払います。
- (2) 八王子市に対して、相手方Aは、本件に関し、今後上記の金額を除き、一切の請求をしないということでございます。
 - 3、内訳でございます。
 - (1) 過失割合が、市側が8割、相手側が2割。
- (2) 損害賠償額でございますが、相手方の損害賠償額が4,872円。これは物件損害です。市側の賠償額が3万3,844円。これも物件損害でございます。

以上を、過失相殺いたしまして、市側のほうが金額が大きいので、その差額2万8, 972円を市が支払うことになります。

- 4、経過の説明をいたします。
- (1) 平成26年3月17日月曜日、B中学校のC副校長は、卒業式に使用するた

めの機材を同校の本校舎から分校舎へ運ぶため、D保管の公用車を運転しました。同日午後1時、同副校長は公用車を運転中、左ウインカーを出し、分校舎の入り口を左折で入ろうとしたところ、左後方から直進してきた原動機付自転車が、公用車の左前方に接触をいたしました。原動機付自転車とその運転手は、公用車の前方で転倒し、ガードレールの支柱にぶつかり停止いたしました。

- (2) これにつきましては、平成26年4月28日に地方自治法第180条第1項に基づき、市長により専決処分いたしまして、5月16日に示談が成立いたしました。
 - (3) 損害賠償金につきましては、5月下旬ごろに支払う予定でございます。 説明は、以上です。
- ○小田原委員長 教職員課からの報告は終わりました。本件について、御質疑はございませんか。
- ○和田委員 ちょっと教えてください。

学校が保有する公用自動車は、どのような種類がどのくらいあるのかということ、 それからこれは自動車保険での支払いはできないのですか。そういう保険のことはど うなっているのですか。こういう形で毎回、賠償損害を和解によって支払うという形 をとるのは、保険会社同士の支払いではないということなのですか。その辺の仕組み がよくわからないのですが。

○田代教職員課主査 ここに保管している保有自動車でございますが、軽のワンボックス タイプのものが2校に1台ずつ配備されています。今回は、そのうちの1台が使われ ています。

また、保険による支払いでございますが、今回は賠償金として市が払っておりますけれども、保険につきましては保険を適用して、この賠償金の補填を歳入のほうでいたしますので、それは保険による支払いと同等と考えております。

- ○廣瀬教職員課長 公用車の台数ですが、学校に置いてあるのは2台です。ある学校に 1台、ある学校に1台という程度です。2校に1台で、どこにでもあるわけではございません。
- ○小田原委員長 いや、だからどこにでもあるでしょう。要するに、2校に1台だから。
- ○田代教職員課主査 いえ、違います。申しわけございません。市内の2校の学校にそれ ぞれ1台ずつ、合計108校のうち、2台です。
- ○小田原委員長 54台あるということではないのね。

- ○田代教職員課主査 はい。2台でございます。
- ○小田原委員長 今の言い方だと54台あるというように聞こえます。
- 〇田代教職員課主査 大変失礼いたしました。
- ○小田原委員長 それでは、その2台はどこに置いてあるのですか。それがわからない。
- ○田代教職員課主査 B校に置いてあります。
- ○小田原委員長 いや、だからDが1台持っているように見えるじゃないですか。2台の うちの1台がそこにあると考えていいわけでしょう。
- ○田代教職員課主査はい。
- ○小田原委員長 そういうふうに言ってください。あと1台はどこにありますか。
- ○田代教職員課主査 由木中央小学校です。
- ○小田原委員長 そうすると、どうしてそこに2台あるのですか。なぜ恩方にはないのかとか、七国にはないのですかと。2校に1台というわけだから。2校に1台というのは、どこから出てきた言葉ですか。
- ○廣瀬教職員課長 全校の中にというのではなくて、今回の場合は。
- ○小田原委員長 今回ではなくて、本来公用車は学校にあるのかという質問ですよ。
- ○廣瀬教職員課長 学校に必ず置くというものではありません。以前は学校の用務が交換 便として、本庁と様々な書類のやりとりをするために配備されていましたが、それも 業者に委託するなどで用務員が交換で使うことが減ってきましたので、学校での公用 車の必要性が減りました。

そういうことで、八王子市は市域が広いので施策の中でどうしても公用車の必要性があるというところ、先ほど委員長がおっしゃいました学校の中ですと、子供のことで家庭に訪問したりするケースがほかの子と違って多くなるということと、それからもう一つの地域につきましても、やはり市域が広く学校を回らなければいけない部分、例えば用務ですと協働作業があったりして、資材を他の学校から持ってきたりとか借りたりしなければいけないなど、様々なケースがありましたので配備する、それは組合とも協議しましたけれども、そのような結果になりました。

今回のケースですが、事故の内容に少し触れてしまうかもしれませんが、その近くにある別の学校が小学校と中学校、校舎が別々になっている学校がございます。その中で本校舎、分校舎という呼び方をしておりますが、分校舎のほうへ本校舎に置いてあるいろいろな器材、卒業式用の紅白幕や校旗などを運ぶということで量的なものも

あり、このD保管の学校の公用車を一時的に借りて運搬をしました。運搬するとき、 左折をするときにキープレフトが足りなかったということで左車線から入ってきた車 の進路を妨げてしまったということで、市の負担が多くなり、相手方が2割というこ とで、八王子市の事故処理委員会の中では判定が出ました。

それに基づいて今回のような和解になりましたが、本来相手方があると人的な関わりがありますが、今回は警察も入りまして、幸いけががなかったことで物損扱いの判断も出ましたので、双方の保険、市も市有財産の関係の保険会社に入り、向こう方も入りまして動いた結果、市でかけている保険の中から相殺をし、このような金額が出ることになったということでございます。

- ○小田原委員長 いかがですか。
- ○和田委員 市側が払う賠償額というのは、後ほど保険から補填されるということですね。公用車だから、このような手続をとっているということですね。
- ○廣瀬教職員課長 そうです。
- ○小田原委員長 そういうことではなくて、聞いている話は、保険がきくのに保険で払うのではなくて、市の賠償金として払うのですかということだったわけでしょう。だから、それは市がこの金額を歳出として払いますと。だから、報告として出てくるということでしょう。保険は適用され、後から市の歳入に補填されますと。だから、その保険における損害は市が持つと。

それで、これ自家用車だったらどうなるのですか。

- ○廣瀬教職員課長 これが公用車じゃなかったら、この中で御報告することではなくなります。
- ○小田原委員長 どういうふうになるの。
- ○廣瀬教職員課長 服務事故の要素が出てくるとは思いますが。
- ○小田原委員長 いや、このような事故が自家用車だった場合には、賠償金の話というのはどうなるのですか。
- ○廣瀬教職員課長 公的なものではない、という判断になると思います。個人のものになると思います。
- ○小田原委員長 そうすると、和田委員の話はそこに行くのですよ。本人の責任で歳入させるべきではないですかという話になるのですよ。
- ○廣瀬教職員課長 運転手は、私どももそうですが、この場合は公用車を使って公務的な

扱いをしていたということでこのような結果になるのですが、それが違うということ になると、私事で例えば自分の車で動いて。

○小田原委員長 いや、私事ではなく、公用車でやった場合です。このA校舎、B校舎と 言っているその地理的な部分はわかりにくい話ですが、校旗と紅白幕を手や荷車で運 べばいい話を、公用車を使ったわけですよね。

それは自家用車でこの校旗と紅白幕を運んで、同じ事故を起こした場合はどうなりますか。

○

穴井教育支援課長

以前に制度を作りましたので、私からお答えします。

八王子市の場合、教育委員会においては東京都と同じような規定をつくっていて、 自家用車を公務に使用したいという申し出については、事前の登録制になっています。 その登録をする際に、事故が起きたときに基本的には、自分で入っている保険の範囲 内で解決ができるものについては、公務中の事故であっても、自分の保険を使うこと を承認した場合にしか自家用車は公務には使ってはいけないとなっています。

でも例えば、保険を超えたとても大きな損害を与えてしまったという場合については、それは市の公務で行ったことなので、公費で補填することをその規定の中に定めています。でも基本的には、公務で自家用車を使わせるというのは、原則やらないという前提です。

○小田原委員長 そのほか、何かございませんか。

これはいろいろ問題がある話ですよね。結果として事故を起こしてしまったわけだから、僕はこれで済ませてはいけないことだと思います。

○坂倉教育長 そこは私も思いますので、ここでは言いませんが後で指導します。

それで今、穴井課長が説明したことについて、東京都の制度が必ずしもいいかどうかとは思いますが、ある程度整理はされていると思います。それを答えられなかった教職員課長は問題です。

それと、これがもし個人だったら、このような報告にはなりませんという形ではだめです。なぜなら、これは議会で委任専決を出すので、そのときに絶対全く同じようなことを聞いてきます。

それから、さっきの説明でも、後で物損扱いしたのはわかるけれど、8対2の関係と金額の関係がわからない。相殺してその差額を払っているということではなくて、 全体の損害額が市側の車が幾らで相手のバイクが幾らで全体でこうなりますが、それ を8対2にしたときにおのおの持ち分の結果でこのようになりました、ではないのですか。差額相殺だったら8割と2割ではない。こんな説明では通りません。もう少ししっかりしたほうがいいと思う。

○小田原委員長 説明の仕方も経過の説明から話をして、結果このようになりましたというように話をすべきだと思います。

事柄のことではこういう形で書式はいいかもしれませんけれども、話はわかるよう に、みんなに理解していただくということが前提だろうと思います。

ということでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑は特にないようでございます。

ほかに、何か報告する事項等はございますか。

- ○野村学校教育部長 ございません。
- ○小田原委員長 委員の皆さんのほうで、何かございますか。

気になっていることはあるのだけれど、例えば教育フォーラムが延期して、教育委員会定例会の中でやりましたね。そのときに中学校長会だか中P連だかから質問が出ていたと思いますが、あの扱いはもう済んでいるのか、というところが気になっています。

中学校長会から出ている話は「生きる力」を「生き抜く力」というように言っていることについて、というような話で、あれは我々の話を聞いていればわかる話ですけれども、中学校長会とか中P連から何も言ってきませんか。ただ、文書で来ていたような気がしますが、メールですか。こちらが催促した形でしょう。

こちらが催促して質問を受けたものに対して、ほったらかしになっているんじゃないかっていうのは気になっています。だから、それについてきちんと対応するように、 考えていただきたいということです。

- ○金山委員 先週ですが、16日に関東甲信越静の教育委員会の総会に出席してまいりました。1,300人という、昨年より200名ほど多い方の出席で総会を無事に終わりましたので、御報告いたします。
- ○小田原委員長 どのような内容ですか。
- ○穴井教育支援課長 内容は予算のことが主で、次年度の会場校が開催地区になるという お話で、その後に研修会で子供たちに寄り添うためというか、子供たちの見方を変え るためどういうことをするかというお話を伺いました。

その研修会はおもしろかったんですけれども、交流の場がないので、それは残念でした。

- ○小田原委員長 交流の場を作っても、話が出てこない。何で200名増えたのかという 話はありましたか。
- ○金山委員 遠くから来られる方は少ないと思いますが、同じ長野の各地区から来られる 方はほとんど全員来られているようでしたので、多分その辺で増えたと思います。
- ○小田原委員長 長野県は、新たに何か取り組んでいるという話がありましたね。「学校 が変われば社会が変わる」というような、その動きは長野県が取り組み始めたのです。
- ○金山委員 長野県の教育長のお話はありましたが、残念ながら御挨拶だけでした。
- ○小田原委員長 ということでございますが、また何かありましたら、金山委員にお聞き になっていただきたいと思います。

それでは、以上で、公開の審議は終わりたいと思います。

【午前9時55分休憩】